

令和8年度 集団指導(福祉用具貸与事業所)

福祉用具貸与・購入に関する留意事項について

鳥取市福祉部長寿社会課 介護保険係

本日の内容

1. 「日常生活」のため
2. 過誤調整が必要となった事例
3. 福祉用具貸与の補足
4. TAISコードの登録区分

1.「日常生活」のため

介護保険法 第8条

12 この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの)をいう。次項並びに次条第十項及び第十一項において同じ。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

1.「日常生活」のため(頻度)

- ・介護保険の福祉用具貸与は、居宅での日常生活を支えるために使用されるものが給付対象です。

= 日常的に使う必要があるもの

- ・鳥取市では、おおむね週1回以上の利用があることを「日常生活」の目安としています。

頻度の目安を定めていない保険者もあります。

1.「日常生活」のため(目的)

使用目的が「通所サービス」の場合は対象外

自宅～通所サービス事業所間の送迎は、通所サービスを提供する事業所が対応するものとして、鳥取市では通所サービスのみの利用での福祉用具貸与は給付対象外としています。

保険給付とするためには、買い物や通院など、通所サービス以外の目的での利用が必要です。

2. 過誤調整が必要となった事例

【事例】スロープを貸与していたが通所以外の外出がなかった例

通院や、天気の良い日には家族介護のもとで外出をしたい希望があり、福祉用具貸与のスロープを利用していた。モニタリング記録を確認したところ、夏や冬の時期に天候を理由に散歩をしていないことがあり、また通院もない月があった。



通所以外の外出(通院など)がない場合は、日常生活として利用されていない

→福祉用具貸与費の給付対象外として自主点検のうえ過誤調整

※通院があった月は給付

3. 福祉用具貸与の補足①

車いす付属品(ボンベ架台)の例

(原則)

- ・特殊なものや特注品などは貸与にならない。
- ・治療のために必要な用具は医療保険で対応すべき。

(例外)

- ・在宅酸素療法(HOT)は現在、治療法として広く普及している
- ・一部製品はTAISコード登録(貸与)あり

・日常生活や外出を支える用途として酸素ボンベ架台は車いす付属品として貸与可と判断

3. 福祉用具貸与の補足②

クッション型体位変換器の例

【国通知】空気パット等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる

体位変換なし



体位保持あり



給付対象外

体位変換あり



体位保持あり
/なし



給付対象

単に体位保持のクッションとして使うだけの場合は対象外

4. TAISコードの登録区分

TAISコード = テクノエイド協会が製品ごとに付与する識別番号
登録区分には「貸与」登録と「購入」登録があります。

例)



公益財団法人テクノエイド協会 福祉用具情報システム ホームページより

「福祉用具貸与」か「特定福祉用具購入費」のいずれか(選択制の場合はどちらにも)に対応しているので、申請等の際に確認をお願いします。

4. TAISコードの登録区分

例) スロープの記載

	貸与	購入
スロープ	「個別の利用者のために改造したものの及び <u>持ち運びが容易でないものは含まれない</u> 」	「頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、 <u>持ち運びができる可搬型のものは除く。</u> 」

- それぞれの対象となる条件が異なる品目もある
- TAISコードの登録区分もそれに応じている場合がある
- 設置に工事が必要→住宅改修の対象

4. TAISコードの登録区分

！ 注意点

福祉用具購入費の支給対象 ▶ 「購入」登録のもの
福祉用具貸与の支給対象 ▶ 「貸与」登録のもの

「購入」と「貸与」とで製品に差異がある場合もある。
福祉用具購入費の支給対象かどうか疑義がある場合は、市長寿社会課の担当へ確認してください。

「貸与」登録の福祉用具を購入したとき
▶ 原則、福祉用具購入費は給付対象外